

瑞穂監第43号
平成31年2月1日

瑞穂市長
棚橋敏明様

瑞穂市議会議長
藤橋礼治様

瑞穂市教育長
加納博明様

瑞穂市体育協会会长
松野守男様

瑞穂市監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 堀武

財政援助団体等監査報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

瑞穂市体育協会（以下、「体育協会」という。）の平成29年度の財政援助（補助金）に係る出納及び出納に関連した事務の執行について、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し監査を行った。なお、監査の実施において必要と認められた場合は、平成30年度及び平成28年度以前の財政援助についても対象とした。

2 監査の実施場所及び期間

瑞穂市糸貫川運動公園管理棟

平成30年10月31日（水）から平成31年1月11日（金）まで

3 実施した監査手続

体育協会における上記補助金に係る出納及び出納に関連した事務の執行について、出納関係帳票その他関係書類の確認及び職員に対する質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、生涯学習課の上記補助金に係る事務の執行について、同課から提出された関係書類に基づいて、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 体育協会の概要

体育協会は、糸貫川運動公園管理棟内に事務所を設けている。

規約によると、「広く市民にスポーツ、レクリエーション活動を普及、奨励し、体力の向上を目指すと共に、健康で明るい「まち」づくりの推進を図ること」を目的とし、目的を達成するために次の事業を行っている。

1. 各種スポーツ大会、講習会、スポーツ教室、地域スポーツ推進に関すること、
その他のスポーツ・レクリエーションに関する事業の実施及び援助。
2. 加盟団体の強化発展と相互の連絡協調を図ること。
3. 競技力の向上を図ること。
4. スポーツ少年団を育成すること。
5. 関係機関との連携を図ること。
6. その他目的達成のために必要な事業。

体育協会補助金交付要綱によると、瑞穂市スポーツ少年団のほか、平成30年2月に設立された瑞穂市レクリエーション協会（以下、「レクリエーション協会」という。）が、体育協会の下部団体となっている。

(1) 決算状況

体育協会の収支決算額の推移は、次のとおりである。

歳 入		単位：円	
科 目		平成29年度	平成28年度
市補助金		13,095,000	14,095,000
市補助金		13,095,000	13,095,000
臨時補助金		0	1,000,000
委託金		120,000	120,000
登録金		979,600	962,400
繰入金		70,761	57,033
雑収入		119,833	4,750
預り金		18,890	0
繰越金		41,682	217,800
合 計		14,445,766	15,456,983

歳 出		単位：円	
科 目		平成29年度	平成28年度
事務局費		3,662,716	3,495,961
賃金		2,288,398	2,264,363
報酬		754,500	576,000
旅費		40,219	25,086
消耗品費		60,413	49,890
印刷製本費		103,020	139,422
慶弔費		0	15,000
通信費		196,277	206,128
賃借料		136,290	148,680
手数料		50,220	53,892
法定福利費		33,379	17,500
事業費		10,535,377	11,912,895
事業費		1,820,517	2,530,729
育成費		4,100,000	4,100,000
活動強化費		2,933,429	2,750,965
選手派遣費		846,000	721,000
激励金		84,000	83,000
地区・県負担金		460,204	437,167
傷害保険料		291,227	286,650
ユニフォーム費		0	1,003,384
預り金		0	6,445
雑費		0	0
予備費		0	0
合 計		14,198,093	15,415,301

※歳入合計から歳出合計を控除した金額が次年度の繰越金として計上されている。

(2) 補助金額の推移

市から体育協会への補助金は、瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の体育協会補助として支出されている。補助対象経費は、市民にスポーツ・レクリエーション活動を普及奨励するための事業に要する経費であり、補助金の上限額は、13,500,000円となっている。

また、上記体育協会補助金に加え、平成28年度はユニフォーム等を購入するための臨時補助金が、平成30年度はレクリエーション協会設立補助金が、それぞれ交付されていた。

補助金額の推移は、以下のとおりである。

単位：円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度※
体育協会 補助金	13,095,000	13,095,000	13,095,000	13,500,000
体育協会 臨時補助金	–	1,000,000 (体育振興基金)	–	–
レクリエーション 協会設立補助金	–	–	–	800,000
合計	13,095,000	14,095,000	13,095,000	14,300,000

※平成30年10月末日現在

2 体育協会について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
1	補助金について	レクリエーション協会設立補助金により有名講師を招いて設立セミナーを実施したが、その効果として、例えば個人会員の増加数等の検証は行っていないとのことであった。	臨時的な補助金により有名講師を招いた設立セミナーでは、個人会員の増加等その効果の検証を行っておらず、ただ開催しているだけである。 当該セミナーはもちろんのこと、今後開催する講演会や市民大会、各連盟の活動等については、その効果を具体的な数値等により検証し、より良い活動を目指して尽力していただきたい。
		平成30年度は従前の体育協会補助金が上限額の13,500,000円（前年度比405,000円増）となっていたが、会費の増額など財源の確保については検討がなされていなかった。	体育協会の財源は、大半が市からの補助金となっているが、財源の確保に向けた取り組みについては行っておらず、今後検討していきたい旨の回答であった。これは、事業の拡大や新規事業の立ち上げ時にはまず補助金を申請すれば良いと考えていると言わざるを得ない。 会費の増額や市民大会等の参加費を体育協会の財源に充てるなど、補助金交付額を少しでも減額できるよう財源の確保に努めるべきである。
2	役員の昼食代について	食糧費については以前の財政援助団体等監査でも指摘しており、平成26年3月時点の監査結果の措置状況において「飲食費、懇親会費等は団体から支出する事なく、自己負担とし適正な運営を進めていきます」との回答であったが、平成29年度においても役員及び事務局員の昼食代が複数回支出されていた。	平成29年度は役員及び事務局員の昼食代が複数回支出されており、1回あたりの最大支出額は平成29年9月17日県民スポーツ大会激励時の9名18,273円（一人当たり約2,030円）であった。 食糧費や懇談会費は補助対象経費外の支出であり、自己負担が適切である。 措置状況はただ回答するだけではなく、回答のとおり措置しなければ意味はない。当該支出に限らず、補助団体として本当に適切な支出であるか内容の精査を行っていただきたい。
3	立替払いについて	事務局員による立替払いが複数回行われていた。 また、懇談会費の役員分について、一部を立替えて支出していた。	事務局員が立替払いを行うことは適切ではない。特に懇談会費の役員分の一部を立替えることについては、懇談会当日に会費を徴収すれば何ら問題はない。早急に事務手続きを見直すべきである。
4	体育協会規約について	体育協会規約によると「本会には、瑞穂市スポーツ少年団を置く」となっているが、レクリエーション協会に関する記述はなかった。しかし、体育協会補助金交付要綱では、瑞穂市スポーツ少年団及びレクリエーション協会を下部団体と定義しており、矛盾が生じていた。	体育協会補助金交付要綱と体育協会規約における下部団体の取り扱いに矛盾が生じていた。 監査の指摘を受けてから改正するのではなく、体育協会内で十分に注意していただきたい。

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
5	郵便切手の管理について	<p>郵便切手を多数保管していたが、受払簿等は備え付けられていなかった。また、郵便料金が改定される前に購入された現在では単独で使用できない切手が多数保管されていた。</p>	<p>郵便切手は容易に換金可能な現金同等物であるため、受払簿等を用いて厳重に管理することが適切である。</p> <p>また、現在では単独で使用できない切手については、金額を組み合わせて優先的に使用するなど効率的に使用していただきたい。</p>
6	支払遅延について	<p>市民センター及び東南公民館におけるコピー印刷代は月ごとに請求されているが、平成 29 年 4~7 月分を同年 9 月に、同年 8~11 月分は同年 12 月にまとめて支払われていた。</p> <p>また、事務局員賃金の支払いについても遅延が生じていた。</p>	<p>支払遅延は、場合によっては遅延利息等の対象となることがあり、注意する必要がある。</p> <p>事務が多忙であったためとの回答ではあるが、優先順位を考えて事務を行っていただきたい。</p>

3 生涯学習課について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
7	補助金について	<p>平成 30 年度は、臨時的なレクリエーション協会設立補助金 800,000 円を支出しており、さらに従前の体育協会補助金も増額し、上限額の 13,500,000 円に達していた。</p> <p>前年度比 405,000 円の増額については、レクリエーション協会設立に伴うものとの回答であったが、実際には 100,000 円がレクリエーション協会の育成費、120,000 円がレクリエーション協会事務局担当による事務局職員の賃金、185,000 円が駅伝競走大会費用であり、体育協会事業に関するものが含まれていた。</p> <p>レクリエーション協会の育成費 100,000 円については、レクリエーション協会の予算書には計上されておらず、何かに使うかもしれないため計上したことであった。</p>	<p>体育協会補助金の増額分について、当初はレクリエーション協会設立に伴うものとの回答であったが、実際には体育協会事業に関するものも含まれていた。</p> <p>補助事業を精査する立場であることから、常に明確な説明ができるよう補助事業の内容を掌握すべきである。</p> <p>臨時的なレクリエーション協会設立補助金について、残額は返金するとの回答であったので、その支出内容等を十分に注視し、補助事業の審査を行っていただきたい。</p> <p>レクリエーション協会事務局を担当するため、従前の体育協会補助金の事務局職員の賃金が増額となっていた。</p> <p>レクリエーション協会の予算には、事務費や事業費などは計上されているが、事務局職員の賃金は計上されておらず、レクリエーション協会の状況が正確に反映されていない。また、賃金の増加額 10,000 円/月についての積算根拠はなく、ずさんな予算計上となっていた。</p> <p>今後は事務的に補助金を交付するだけではなく、適切な支出となるよう指導・助言等を行うべきである。</p> <p>平成 30 年度は駅伝競走大会費用として従前の体育協会補助金が増額となっていた。</p> <p>体育協会では、年度末の残額を次年度の繰越金としている。しかし、平成 30 年度は駅伝競走大会が雨天のため中止となったことから、不要となつた補助金については返還すべきであり、既に購入した消耗品等を平成 31 年度に用いることにより、当然に平成 31 年度の補助金額は減額となるはずである。</p> <p>必要最小限の繰越金・補助金となるように、担当課はその動向を注視すべきである。</p> <p>何かに使うかもしれないために計上したレクリエーション協会の育成費 100,000 円は、使途が決定するまでは補助対象経費とはならない。</p> <p>使途が決定してから改めて補助金申請を受け付け、十分な精査の上で交付決定等の事務を行うべきである。</p>
		<p>補助事業実績報告書の添付資料には、担当課により「体育協会から領収書を借用し、領収書と会計簿等をチェックし確認しました」と記載されていたが、金額の一致を確認したのみで、実際には支出内容の精査は行っていないとの説明であった。</p>	<p>体育協会の財源は、大半が市からの補助金であり、役員の昼食代など補助対象経費外の支出も行われていた。当然に金額の一致だけではなく、支出内容の精査を行う必要がある。</p> <p>補助金申請をただ受け付け、そのまま補助金を交付するのではなく、その詳細についてしっかりと確認し、補助金交付団体に毅然とした態度で対応していただきたい。</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
8	補助金の再補助について	<p>体育協会は下部団体のスポーツ少年団とレクリエーション協会に育成費名目で再補助を行っていた。</p> <p>下部団体の事務局については、事業の調整を含め体育協会本部が一元的に行っており、下部団体が個々で申請・実績報告するより効率的に事務が行え、事務局経費も削減できることから再補助をしている旨の回答であった。</p>	<p>再補助について、下部団体が個々で申請・実績報告するより効率的に事務を行うことができるとの回答については、実際には団体ごとの決算書等は作成されており、事務の負担は申請書等を作成する程度である。</p> <p>事務局経費の削減については、体育協会事務局員は下部団体の事務局員を兼ねているため、引き続き事務を行えば経費は変わらず、各団体から事務局経費を支出すればより各団体の経費が明白となる。また、現在は再補助時に口座振込手数料を要しているが、市から直接下部団体へ補助を行えば経費の削減に繋がる。</p> <p>再補助は補助金の状況をわかりにくくする。事務局員や担当課のリスクを軽減するため、早急に再補助を見直すべきである。</p>
9	基金の活用について	<p>平成 28 年度の臨時補助金を交付した際には、体育振興基金を財源としていたが、平成 30 年度のレクリエーション協会設立補助金については同様の事務が行われていなかった。</p> <p>設立における事務的な経費も含んでいることや他に基金の活用も考えられたことから今回は活用に至らなかつたとのことであった。</p>	<p>瑞穂市基金条例には、設置の目的として「体育振興の財源に充てるため」と定められており、体育振興に必要な事務的経費であるので基金を活用できない理由にはならない。</p> <p>他にも基金の活用も考えられたとの回答については、具体的にどのような事業に充てるか説明がなされず、基金の活用は想ていなかつたと言わざるを得ない。</p> <p>基金の設立経緯等も考慮の上、基金所管課と十分に協議し、適切な基金の活用を早急に検討すべきである。</p>
10	予算科目について	<p>平成 28 年度の臨時補助金を交付した際には、事務整理上説明コードを区分したことであったが、平成 30 年度のレクリエーション協会設立補助金については同様の事務が行われていなかつた。そのため、予算書には体育協会補助金が上限額を超過して計上されていた。</p>	<p>担当課に対しては、別の監査においても適正な科目に予算計上するよう指摘をしているが、改善はなされていなかつた。</p> <p>平成 28 年度臨時補助金と同様に臨時的なものとの回答であるので、特段の理由がないのであれば同様の事務処理を行い、適切な科目に計上していただきたい。</p>
11	ホームページについて	<p>市のホームページには関連団体として体育協会のホームページが紹介されていたが、実際には 2 年以上前に契約が終了しており、閲覧ができない状態のままであつた。</p>	<p>2 年以上前から閲覧することのできない体育協会ホームページを、関連団体として市のホームページに掲載し続けていたことは、市と体育協会との連携が十分でないことを如実に表している。</p> <p>ホームページに限らず、その活動内容や状況を注視し、十分な連携を図り、体育活動の推進を行っていただきたい。</p>

以上